目 次

規

則

○非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則

○再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則

税

務

課

規

則

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

○宮城県規則第七十六号

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則

に改正する 非常勤職員公務災害補償等条例施行規則(昭和四十二年宮城県規則第九十三号) の一部を次のよう

第七条の二第二号中「、同法第六十六条」を「又は同法第六十六条」に改め、「又は売春防止法 昭

和三十一年法律第百十八号)第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場

則

合」を削る。

(施行期日

1 この規則は、 令和六年四月一日から施行する

2 日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、 改正後の非常勤職員公務災害補償等条例施行規則第七条の二第二号の規定は、この規則の施行の 同日前に支給すべき事由が生じた休業

(1)

補償については、

なお従前の例による

再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則をここに公布する

行 発 城

(総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 本町三丁22(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

宮

宮城県知事

村

井

嘉

以

ページ

(職員厚生課) 第一条 この規則は、再生可能エネルギー地域共生促進税条例(令和五年宮城県条例第三十四号。 ○宮城県規則第七十七号 下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (趣旨) 令和六年三月二十九日 再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則

第二条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、条例において使用す る用語の例による。

(附属設備の範囲)

法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条に規定する地方道路公社をいう。)その他これらに類す る団体以外の者が所有又は管理するものに限る 年法律第百二十四号)第一条に規定する地方住宅供給公社をいう。)、地方道路公社(地方道路公社 十条第一項に規定する土地開発公社をいう。)、地方住宅供給公社(地方住宅供給公社法 公共団体又は土地開発公社(公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第 として設置されたものをいう。ただし、第一号から第十号まで及び第十三号にあっては、 次の各号に掲げるものであって、かつ、専ら再生可能エネルギー発電事業の用に供することを目的 条例第二条第二号の「再生可能エネルギー発電設備と一体となって効用を果たすもの」 は、

- 二・三メートル以上の道に限る。 進入路(再生可能エネルギー発電設備又はその附属設備の維持又は運用に直接使用される幅員
- ことができる場所であって、かつ、当該作業に直接使用されるものに限る。 作業ヤード(再生可能エネルギー発電設備又はその附属設備の維持又は運用に係る作業を行う
- 三 擁壁(再生可能エネルギー発電設備又はその附属設備の所在する場所に係る土砂の流出又は崩 壊を防ぐことを目的とした構造物(地下に埋設されている部分を含む。)に限る。
- 時的に貯留する機能を有する池(堤体その他の構造物を含む。)に限る。 調整池(再生可能エネルギー発電設備又はその附属設備が所在する場所から流出する雨水を
- Ŧi. オマス発電設備」という。)若しくはその附属設備の稼働に必要な用水又は再生可能エネルギー 沈砂池(バイオマスを再生可能エネルギー源とする再生可能エネルギー発電設備

めの池(堤体その他の構造物を含む。)に限る。)発電設備若しくはその附属設備が所在する場所から流出する雨水に含まれる土砂等を取り除くた

- る。) 六 用水路(バイオマス発電設備又はその附属設備の稼働に必要な用水を供給するための水路に限 六
- を処理したものを含む。)を排出させるための水路に限る。)
 七 排水路(雨水又はバイオマス発電設備若しくはその附属設備に係る汚水若しくは廃液(これら
- て「一般送配電事業等の用に供するもの」という。)以外のものに限る。) する配電事業又は同項第十二号に規定する特定送配電事業の用に供するもの(以下この項においする配電事業又は同項第十二号に規定する特定送配電事業、同項第十九年法律第百七十号)第二条第一で、支持物(次号に規定する配線ケーブルを支持する木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート造の柱、鉄塔

2

- 送配電事業等の用に供するもの以外のものに限る。)(地下に埋設されたものにあっては、当該埋設のために必要な保護管を含む。)であって、一般九 配線ケーブル(再生可能エネルギー発電設備又はその附属設備を含む電路を構成するケーブル
- み、容易に移動させることができるものを除く。)に限る。) 分を供給するために直接用いられるもの(原料又は燃料を保管するための貯蔵槽又は倉庫を含発電設備の所有者が維持し、又は運用する設備であって、当該バイオマス発電設備の燃料の大部
- る。) の内部に再生可能エネルギー発電設備又は前各号に掲げる附属設備が設けられているものに限の内部に再生可能エネルギー発電設備又は前各号に掲げる附属設備が設けられているものに限力を登し、という。 () であって、それに 無量 () 屋根及び柱又は壁を有する工作物 () これに類する構造のものを含む。) であって、そ

(連帯納税義務)

庁│ 第四条 再生可能エネルギー発電設備の所有者が二人以上あるときは、その全員が連帯して再生可能外│

エネルギー地域共生促進税を納付する義務を負うものとする。

(非課税に関する規定の適用)

第四号の「認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用される」ものとみなす。
第四号の「認定地域脱炭素化促進事業計画に係る温対法第二十二条の二第三項(温対法第二十二条の三第五該認定地域脱炭素化促進事業計画に係る温対法第二十二条の二第三項(温対法第二十二条の三第五該認定地域脱炭素化促進事業計画に係る温対法第二十二条の二第三項(温対法第二十二条の三第五額によびき使用される場合における当該再生可能エネルギー発電設備に係る附属設備のうち、当計画に基づき使用される」ものとみなす。

- 再生可能エネルギー発電設備が農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の (定格出力)
- 再生可能エネルギー発電設備が農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の (定格出力)

力をいう。
コンディショナで出力を制御しない場合は、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備の定格出第六条 条例第二条第六号の定格出力は、パワーコンディショナの定格出力をいう。ただし、パワー

(認定地域脱炭素化促進事業計画等に準ずる事業計画の認定等

- らない。

 「設備所在市町村」という。)の長に申請し、事業計画の認定を受けなければな町村に限る。以下「設備所在市町村」という。)の長に申請し、事業計画の認定を受けなければな設備若しくはその附属設備が所在し、又はそれらの設置が予定されている市町村(県の区域内の市第七条 条例第三条第六号の規定により知事の認定を受けようとする者は、再生可能エネルギー発電
- 3 第一項の規定にかかわらず、再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の一部が温対法第二3 第一項の規定にかかわらず、再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の一部が温対法第二3 第一項の規定にかかわらず、再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の一部が温対法第二

宮

号外第16号 4 する認定手続を省略し、 次項の申請を行うことができる

進事業計画又は当該認定設備整備計画に係る認定を行った設備所在市町村の長による第一項に規定

九

要しない。 第三条第五号に準ずるものとして同条第六号の認定を受けようとする場合に限り、添付することを た申請書を知事に提出しなければならない。ただし、第五号から第十号までに掲げる書面は、条例 知事の認定を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる書面を添付し 規定する認定手続を省略した場合に限る。以下第十一号及び次条第四項において同じ。)であって、 者若しくは農山漁村再エネ法第八条第一項に規定する認定設備整備者(前項の規定により第一項に 第一項の認定を受けた者又は温対法第二十二条の三第一項に規定する認定地域脱炭素化促進事業

事業計画書

- 申請者が法人である場合にあってはその定款又はこれに代わる書面
- い場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書面) 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書面を保有していな
- 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の位置、 規模、構造及び配置を明ら

Ŧî. れていることを証する書面に代えることができる。 することができる状態に至っていない場合にあっては、所有権等の取得のため適当な努力がなさ ることができると認められるための書面(申請時に所有権等を有するか、又はこれを確実に取得 所有権その他の使用の権原(以下「所有権等」という。)を有するか、又はこれを確実に取得す 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置をしようとする場所について

書面(申請に係る再生可能エネルギー発電設備がバイオマス発電設備である場合に限る。 バイオマスの種類ごとに、それぞれの調達先その他当該バイオマスの出所に関する情報を示す

七 得ていることを証する書面の写し(申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備を 以下同じ。)が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続について当該電気事業者の同意を いることを証する書面をもって代えることができる。 該電気事業者の同意が得られていない場合にあっては、 電気事業者が維持し、 項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者をいう。 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備と電気事業者(電気事業法第二条第 及び運用する電線路と電気的に接続する場合に限る。ただし、申請時に当 同意の取得のため適当な努力がなされて

ネルギー発電事業の実施体制に関する書面 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の点検及び保守その他の再生可能

(3)

続の実施状況を示す書面 申請に係る再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令 (条例を含む。 以下同じ。)に係る手

申請に係る再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令を遵守する旨の誓約書

準用する農山漁村再エネ法第七条第三項の認定に係る通知書若しくは農山漁村再エネ法第八条第 法第二十二条の三第五項において準用する温対法第二十二条の二第三項の認定に係る通知書若し 更の届出によって変更された後の計画に基づき使用される場合にあっては、当該計画に係る温対 又は農山漁村再エネ法第八条第一項の規定による変更の認定若しくは同条第二項の規定による変 対法第二十二条の三第一項の規定による変更の認定若しくは同条第二項の規定による変更の届出 二条の二第三項の認定に係る通知書又は農山漁村再エネ法第七条第三項の認定に係る通知書 村再エネ法第八条第一項に規定する認定設備整備者が申請をする場合にあっては、温対法第二十 を証する書面(温対法第二十二条の三第一項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者又は農山漁 くは温対法第二十二条の三第二項に規定する届出書又は農山漁村再エネ法第八条第四項において 二項に規定する届出書を含む。)の写し) 第一項の規定による設備所在市町村の長の認定(第一号の事業計画書に係るものに限る。)

十二 その他知事が必要と認める書面

前項第一号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

5

- 再生可能エネルギー発電事業の実施期間
- 三 ネルギー発電設備及びその附属設備の設置に関する事項 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の種類及び規模その他の再生可能エ
- 四 Ŧi. 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の撤去並びに原状回復に関する事項
- イ (5)までに掲げる事項 条例第三条第四号に準ずるものとして同条第六号の認定を受けようとする場合 次の(1)から
- (1)再生可能エネルギー発電事業の目標 (温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含
- 第三号の設置と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容
- 第三号の設置並びに2の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範

第三号の設置並びに②の取組に必要な資金の額及びその調達方法

(4)

(3)(2)

(5) 第三号の設置と併せて実施する地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会

の持続的発展に資する取組の内容

- (4)までに掲げる事項 (4)までに掲げる事項 を例第三条第五号に準ずるものとして同条第六号の認定を受けようとする場合 次の(1)から
- 田の内容 に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進その他の農林漁業の健全な発展に資する取に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進その他の農林漁業の健全な発展に資する取漁業関連施設の整備、農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進、農林水産物の生産又は加工()第三号の設置と併せて実施する農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保、農林()
- 囲 (2) 第三号の設置並びに⑴の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範
- ③ 第三号の設置並びに①の取組に必要な資金の額及びその調達方法
- 他の第三号の設置に際し配慮すべき事項に関する取組の内容(4)第三号の設置の用に供する土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その
- 条例第三条第四号に準ずるものとして事業計画の認定をする場合
- ロ 設備所在市町村の再生可能エネルギーの導入又は温室効果ガスの排出削減の方針に照らしてその附属設備が所在する場所及びその周辺地域の自然的社会的条件に照らして適切であること。 前項第五号イ2及び5に掲げる取組の内容が、申請に係る再生可能エネルギー発電設備及び
- て所有権等を取得するために直接必要な準備を行っていること。ハー申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置をしようとする場所につい
- 基準に照らして適切であること。する省令(令和四年農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号)第六条で定めるホーその他地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関
- 一条例第三条第五号に準ずるものとして事業計画の認定をする場合
- 属設備が所在する場所及びその周辺地域の農林漁業の健全な発展に資する取組として適切である 前項第五号口()に掲げる取組の内容が、申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附

ること。

- 属設備が所在する場所及びその周辺地域の自然環境、景観及び歴史的風致に照らして適切であ前項第五号ロ4)に掲げる取組の内容が、申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附
- ての所有権等の取得その他の申請者が当該事業計画を実施するために直接必要な準備を行って、申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置をしようとする場所につい
- 申請者及び設備所在市町村の長に通知するものとする。 知事は、前項の規定による認定をしたとき、又は認定をしなかったときは、遅滞なく、その旨を

7

いると認められること。

8

- できる。 ギー発電事業の地域との共生のために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付することがギー発電事業の地域との共生のために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付することが、第一項又は第六項の認定をする場合において、設備所在市町村の長又は知事は、再生可能エネル
- の認定を受けること。 の認定を受けること。
- にあっては、設備所在市町村の長及び知事)に報告してその指示を受けること。 事業の遂行が困難となった場合は、速やかに設備所在市町村の長(第六項の認定を受けた場合
- 三 その他再生可能エネルギー発電事業の地域との共生のために必要な条件

八条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る事業計で認定地域脱炭素化促進事業計画等に準ずる事業計画の変更等

- 変更を除く。) しようとするときは、設備所在市町村の長に申請し、その認定を受けなければなら変更を除く。) しようとするときは、設備所在市町村の長に申請し、その認定を受けなければなら第八条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る事業計画を変更(第六項に規定する軽微な
- 前条第二項及び第八項の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する

2

- 3 前条第六項の認定を受けた者は、当該認定に係る事業計画を変更(第六項に規定する軽微な変更3 前条第六項の認定を受けた者は、当該認定に係る事業計画を変更(第六項に規定する軽微な変更を記載して添付を省略することができる。
- 置並びに同項第五号イ②及び⑤に掲げる取組の状況を記載した書面条例第三条第四号に準ずるものとして前条第六項の認定を受けた場合 同条第五項第三号の設
- 一 条例第三条第五号に準ずるものとして前条第六項の認定を受けた場合 同条第五項第三号の設

置並びに同項第五号ロ⑴及び⑷に掲げる取組の状況を記載した書面

農山漁村再エネ法第八条第二項に規定する届出書を含む。)の写し)とする。 き使用される場合にあっては、当該計画に係る温対法第二十二条の三第二項に規定する届出書又は 出又は農山漁村再エネ法第八条第二項の規定による変更の届出によって変更された後の計画に基づ 村再エネ法第七条第三項の認定に係る通知書(温対法第二十二条の三第二項の規定による変更の届 十二条の二第三項の認定に係る通知書又は農山漁村再エネ法第八条第四項において準用する農山漁 備整備者が申請をする場合にあっては、温対法第二十二条の三第五項において準用する温対法第二 する前条第四項第一号の事業計画書に係るものに限る。)を証する書面 面のうち前条第四項第十一号の書面は、 項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者又は農山漁村再エネ法第八条第一項に規定する認定設 前項の規定にかかわらず、 第一項の規定による変更の認定を受けているときは、申請書の添付書 第一項の規定による変更の認定 (温対法第二十二条の三第 (第三項の規定により添付

2

3

- 5 前条第六項から第八項までの規定は、第三項の規定による変更の認定について準用する。
- 6 この規則において軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。
- 定を受けた者の変更 前条第一項若しくは第六項の規定による認定又は第一項若しくは第三項の規定による変更の認
- 置の場所若しくは形態、種類、規模、構造又は出力の変更 前条第四項第一号の事業計画書に記載した再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設
- 設備又はその附属設備に係る主要な変更 前号に掲げるもののほか、前条第四項第一号の事業計画書に記載した再生可能エネルギー発電
- 前条第五項第四号に掲げる事項の変更
- Ŧī. て前条第一項又は第六項の認定を受けた場合に限る。 前条第五項第五号イ(2)又は(5)に掲げる取組の内容の変更 (条例第三条第四号に準ずるものとし
- て前条第一項又は第六項の認定を受けた場合に限る。 前条第五項第五号ロ(1)又は(4)に掲げる取組の内容の変更 (条例第三条第五号に準ずるものとし
- 前各号に掲げるもののほか、事業計画の実質的な変更
- 規定による認定又は第一項の規定による変更の認定をした設備所在市町村の長及び知事に提出しな を受けた者は、軽微な変更をしたときは、 前条第一項若しくは第六項の規定による認定又は第一項若しくは第三項の規定による変更の認定 前条第六項の規定による認定を受けていない場合にあっては、 遅滞なく、その旨を記載した変更届出書を前条第一項の 知事に提
- (認定地域脱炭素化促進事業計画等に準ずる事業計画の認定の取消し)

(5)

- 定による変更の認定又は同条第七項の規定による変更の届出があったときは、 該認定を取り消すことができる。 条第二項において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反したと認めるときは、 いう。)に従って再生可能エネルギー発電事業を行っていないと認めるとき又は第七条第八項 設備所在市町村の長は、 第七条第一項の認定を受けた者が、 その事業計画 当該変更後のものを (前条第 項の規
- その旨を、当該認定を受けていた者及び知事に通知するものとする。 設備所在市町村の長は、前項の規定により第七条第一項の認定を取り消したときは、速やかに、
- 生可能エネルギー発電事業を行っていないと認めるとき又は第七条第八項(前条第五項において準 とができる 用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反したと認めるときは、当該認定を取り消すこ 又は同条第七項の規定による変更の届出があったときは、当該変更後のものをいう。)に従って再 知事は、第七条第六項の認定を受けた者が、その事業計画(前条第三項の規定による変更の認定
- 認定を受けていた者及び設備所在市町村の長に通知するものとする 知事は、前項の規定により第七条第六項の認定を取り消したときは、 速やかに、その旨を、当該

(課税地の指定)

第十条 知事は、条例第四条第二項の規定により別に課税地を指定したときは、遅滞なく、 当該納税者に通知するものとする その旨を

(再生可能エネルギー発電設備等の設置面積

- 第十一条 条例第六条第二項及び第三項並びに条例第十六条第三項の設置面積のうち再生可能エネル 場合にあっては、可動範囲の水平投影面積を含む。)とする。 ギー発電設備の設置面積は、当該再生可能エネルギー発電設備の水平投影面積(可動部分を有する
- 項において同じ。)の設置面積は、 条例第六条第三項及び条例第十六条第三項の設置面積のうち附属設備(支持物を除く。 附属設備ごとの水平投影面積の合計とする 以下この
- 3 面積とし、 条例第六条第三項及び条例第十六条第三項の設置面積のうち支持物の設置面積は、 一基について複数の基礎を有する場合にあっては、各基礎の外縁を結ぶ直線に囲まれる 基礎の占める
- 4 があるときは、 前三項の場合において、面積の単位は平方メー これを切り捨てるものとする。 トルとし、 当該面積に小数点以下二位未満の端数
- 5 ルギー発電設備の設置面積とみなす 再生可能エネルギー発電設備とその附属設備の水平投影面が重複する部分は、当該再生可能エネ
- 一以上の附属設備が同一の再生可能エネルギー発電設備と一体となって効用を果たす場合におい

- ぞれ当該各号に定める附属設備の設置面積とみなす。て、当該附属設備同士の水平投影面が重複する部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それて、当該附属設備同士の水平投影面が重複する部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それ
- 掲げる場合を除く。) 当該二以上の号のうち最も号数の少ない号に掲げる附属設備一一第三条各号に掲げる附属設備のうち二以上の号に掲げる附属設備同士が重複する場合(次号)
- 含まれる場合に限る。) 当該建屋 一 第三条各号に掲げる附属設備のうち二以上の号に掲げる附属設備同士が重複する場合(建屋が
- (重複する部分を含む。)の最も大きい附属設備 二 第三条各号に掲げる附属設備のうち同一の号に掲げる附属設備同士が重複する場合 設置面積
- 部分とする。一大条第三項の規定の適用については、次の各号に掲げる部分に応じて、それぞれ当該各号に定める六条第三項の規定の適用については、次の各号に掲げる部分に応じて、それぞれ当該各号に定める、一大条第三項第二号若しくは第三号又は条例第十
- 一 条例第三条第四号又は第五号に該当する部分 温対法第二十二条の二第三項の認定又は農山漁 | 音欠とする

2

する部分 二条例第三条第六号に該当する部分 第七条第一項の認定に係る設備所在市町村の区域内に所在

村再エネ法第七条第三項の認定をした設備所在市町村の区域内に所在する部分

(賦課徴収に関する申告)

第十二条 条例第十条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 「再生可能エネルギー電気の利用の足進こ関する専別普置去(平成二十三年去津第百八号。以下のおい者にあっては、氏名又は名称及び住所又は所在地)並びに法人にあっては、代表者の氏名等十五項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第一条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第一条第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第一条の指定のでは、代表では一个では、代表を有し、一方のでは、代表では、一方のでは、代表を有し、一方のでは、代表では、一方のでは、代表を有し、一方のでは、大力では、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力を表しいでは、大力のいりのでは、大力のいうないりのでは、大力のいりでは、大力のでは、大力
- る認定事業者の認定を除く。)に係る事項又は追加の認定を含み、再エネ特措法第二条の二第二項に規定する供給促進交付金の交付を受け「再エネ特措法」という。)第九条第四項の認定(再エネ特措法第十条第一項の規定による変更二 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号。以下
- エネルギー発電事業計画に記載した名称) ルギー発電設備にあっては、当該再生可能ルギー発電事業計画に基づき使用される再生可能エネルギー発電設備にあっては、当該再生可能エネ 再生可能エネルギー発電設備の名称(再エネ特措法第九条第四項の認定を受けた再生可能エネ
- 四 再生可能エネルギー発電設備を自家用又は事業の用に供することができる状態になった年月日

Ŧi.

再生可能エネルギー発電設備の仕様

条例第六条第二項又は第三項の規定の適用の有無

六

七

- 再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備が所在する開発区域に係る事項
- その他県税事務所長が必要と認める事項

九

域に係る手続の状況を確認できる書面その他県税事務所長が指示する書面とする。の他の再生可能エネルギー発電設備の製造事業者名、種類及び型式番号を確認できる書面、開発区の条例第十条に規定する事実を証する書面は、再生可能エネルギー発電設備の仕様書、カタログそ

(自家消費設備の認定等)

ならない。
第十三条 条例第十六条第一項第二号の認定を受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければ

- を審査し、自家消費割合が概ね八割以上である場合には、認定をするものとする。得られた電気の量に占める開発区域内に所在する家屋において消費した電気の量の割合をいう。)近一年間の自家消費割合(再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して近一年間の自家消費割合(再生可能エネルギー発電設備の直
- 第一項の申請書を提出した者に通知するものとする。 知事は、前項の規定による認定をしたとき、又は認定をしなかったときは、遅滞なく、その旨を
- たさなくなったと認めたときは、同項の認定を取り消すことができる。 4 知事は、第二項の規定による認定をした再生可能エネルギー発電設備について、認定の要件を満
- 5 知事は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を、当該認定を受けて

(促進区域等設置面積率に係る設置面積

- 条第三項の規定の適用を受けている場合にあっては、次の各号に掲げる設置面積を除いたものをい第十四条 条例第十六条第三項前段の設置面積は、条例第六条第二項若しくは第三項又は条例第十六
- 部分の設置面積再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備のうち、県の区域外又は開発区域外に所在する
- 条例第六条第三項第二号又は第三号の規定により減じた設置面積」当該年度において、条例第三条第四号から第六号までのいずれかに該当する部分として、既
- 条例第十六条第三項の「同号に該当する部分の設置面積」に算入した設置面積三 当該年度において、条例第三条第四号から第六号までのいずれかに該当する部分として、既に

第十五条 条例第十七条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

第十二条第一項第一号の再生可能エネルギー発電設備の所有者の氏名又は名称、

地及び法人にあっては、代表者の氏名

第十二条第一項第三号の再生可能エネルギー発電設備の名称 再生可能エネルギー源の種類

再生可能エネルギー発電設備の所在地

県の区域内かつ開発区域内に所在する再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置面

Ŧi. 四 三

(条例第十六条第三項の規定の適用を受ける場合に限る。)

その他県税事務所長が必要と認める事項

六

積

それぞれ当該各号に定めるものとする。

変更の届出を含む。)に係る通知書及び申請書並びにこれらの添付書面(県税事務所長が不要と び第六項の認定(第八条第一項及び第三項の規定による変更の認定又は同条第七項の規定による

認めるものを除く。)の写しその他県税事務所長が指示する書面

_	

条例第三条第四号に該当して条例第十六条第一項第一号による減免を受けている場合

次に掲げる場合

税事務所長が指示する書面とする。

(7)

条例第十七条第二項の規則で定める事項は、前項各号に掲げる事項のほか、該当する減免要件及

3

第三項の認定(温対法第二十二条の三第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定によ

する通知書の写し

発電設備の名称、

項の規定の適用を受ける場合を含む。)

び該当することとなった年月日とする

条例第十七条第一項及び第二項に規定する事実を証する書面は、次の各号に掲げる場合に応じ、

条例第十六条第一項第一号に該当するものとして減免を申請する場合 温対法第二十二条の二

の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出を含む。)又は第七条第一項及 る変更の届出を含む。)、農山漁村再エネ法第七条第三項の認定(農山漁村再エネ法第八条第一項

一 条例第十六条第一項第二号に該当するものとして減免を申請する場合

(減免事由の消滅に関する報告

第十六条 条例第十六条第五項の規則で定める事項は、第十二条第一項第三号の再生可能エネルギー 減免要件に該当しなくなった年月日及び理由その他県税事務所長が必要と認める

条例第十六条第五項に規定する事実を証する書面は、 の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定めるもののほか、 (同条第二項後段及び第一

県

様式第

様式第

様

住所又は所在

条例第三条第五号に該当して条例第十六条第 一項第一号による減免を受けている場合

農山漁

第九条

二十二条の三第三項の規定による認定の取消しに係る書面の写し

村再エネ法第八条第三項の規定による認定の取消しに係る書面の写し

条例第三条第六号に該当して条例第十六条第 一項第一号による減免を受けている場合

第二項又は第四項に規定する通知書の写し

条例第十六条第一項第二号による減免を受けている場合 第十三条第五項に規定する通知書の

(再生可能エネルギー発電事業の廃止届

第十七条 条例第十九条第一項の廃止の日とは、再生可能エネルギー発電設備の解体及びその解体に より生ずる廃棄物の撤去その他の処理(以下「解体等」という。)を行ったことにより、

可能エネルギー発電設備を自家用又は事業の用に供することができなくなった日をいう。

条例第十九条第二項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする

第十二条第一項第一号の再生可能エネルギー発電設備の所有者の氏名又は名称、住所又は所在

地及び法人にあっては、代表者の氏名

第十二条第一項第三号の再生可能エネルギー発電設備の名称

条例第十九条第二項に規定する事実を証する書面は、次の各号に掲げるものとする。

3

解体等に係る契約書その他これに類する書面

解体等により再生可能エネルギー発電設備を自家用又は事業の用に供することができなくなっ 解体等に着手したことを証する書面

三

たことを証する書面

その他県税事務所長が指示する書面

第十八条 条例及びこの規則の規定による申請書その他の書面の様式は、

次の表の当該各項に対応す

(文書の様式

第十三条第三項に規定

る様式第一号から様式第二十五号までによるものとする。

様式第三号 号 号 式 認定について(申請)再生可能エネルギー発電事業計画に係る知事の 長の認定について(再生可能エネルギー 書 面 (申請) - 発電事業計画に係る市町村 等 0) 名 第七条第四項 第七条第 根 拠 項 条 文

知書
再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定通 第七条第七項

第十三条第三項 第十三条第三項	知書 再生可能エネルギー地域共生促進税減免決定通	様式第二十三号
第十三条第五項第十三条第五項	減免事由消滅報告書	様式第二十二号
第十三条第三項	自家消費設備に係る認定取消通知書	様式第二十一号
第十三条第三項	自家消費設備に係る不認定通知書	様式第二十号
さず 1 111とことです。111日で	自家消費設備に係る認定通知書	様式第十九号
第十三条第一項	自家消費設備に係る認定申請書	様式第十八号
に申請書 二項 二項 二項 二項 次の第十七条第一項及び第	再生可能エネルギー地域共生促進税減免申請書	様式第十七号
《通知書 条例第二十一条第一項	再生可能エネルギー地域共生促進税納税通知書	様式第十六号
- 告書 条例第十条	再生可能エネルギー地域共生促進税申告	様式第十五号
地指定第十条	通知書	様式第十四号
◎認定の 第九条第四項	取消しについて(通知)再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定	様式第十三号
≥認定取 第九条第四項	消通知書再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定取	様式第十二号
に係る変更届	出書 田生可能エネルギー発電事業計画に係る	様式第十一号
に係る変更認	定について(通知)再生可能エネルギー発電事業計画に係る	様式第十号
に係る変更不	認定通知書再生可能エネルギー発電事業計画に係る	様式第九号
に係る変更認	定通知書再生可能エネルギー発電事業計画に係る	様式第八号
第八条第三項	変更認定について(申請) 再生可能エネルギー発電事業計画に係る知事	様式第七号
≀市町村 第八条第一項	長の変更認定について(申請)再生可能エネルギー発電事業計画に係る市	様式第六号
認定に第七条第七項	ついて(通知)再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定に	様式第五号
不認定 第七条第七項	通知書再生可能エネルギー発電事業計画に係る不認定	様式第四号

条例第十九条第二項	再生可能エネルギー発電事業廃止届	樣式第二十五号
条例第十八条第二項	係る取消決定通知書再生可能エネルギー地域共生促進税減免処分に	樣式第二十四号

調整を加えた様式によることができる。 条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の各様式について、前項の例に準じて所要の 知事は、再生可能エネルギー地域共生促進税の賦課徴収について必要があるときは、宮城県県税

2

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(9)	令和6年3月29日	金曜日	宮	城	県	公	報			号外第]	16号	
							再生可能エネルギー地域共生促進稅条例施行規則第7条第1項の規定により、別紙の事業計画について認定を受けたいので、申請します。	申請者 住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者の氏名)	〇〇市町村長 殿	年 月 日	再生可能エネルギー発電事業計画に係る市町村長の認定について(申請)	株式第1号
							再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第7条第4項の規定により、別紙の事業計画について認定を受けたいので、申請します。	申請者 住所(所在地) 氏名(名称及び代表者の氏名)	宮城県知事 殿	年 月 日	再生可能エネルギー発電事業計画に係る知事の認定について(申請)	樣式第2号

	号外
担当:00部00課00班	第16号
2 この処分について个販があるとさは、この処がかめったことを知った日の窓日から起昇してもか用以内(この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の製日から起算して6か月以内)に宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。	日 以内に、呂城県知事に対して審全間水をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審29 金譜求をすることができなくなります。 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に宮城県を存った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に宮城県を存った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起りに10訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起り以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったこの翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過しての翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過し、査請求をすることができなくなります。	日 (教示) (教示) (教示) (教示) (教示) (教示) (教示) (教示)
(教示)	四 (6 一部不認定の理由)
	5 認定の条件
益 日	4 再生可能エネルギー発電設備の所在地
4 再生可能エネルギー発電設備の所在地	3 再生可能エネルギー発電設備の名称
3 再生可能エネルギー発電設備の名称	2 再生 引能 エ ネ ル キ ー
2 再生可能エネルギー源の種類	東半三馬十ペライー
1 再生可能エネルギー発電設備の所有者	1 田朴田松エネルボ
면	
年 月 日 宮城県知事	年 月 日 宮城県知事 回
年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第7条第6項の規定により、不認定とします。	年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、再生可能エネルギー地域共生 促進税条例施行規則第7条第6項の規定により、下記のとおり { 認定 —部を認定 } します。
住所	住所 氏名
再生可能エネルギー発電事業計画に係る不認定通知書	再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定通知書
宮城県()指令第	宮城県()指令第 号
樣式第 4 号	(10) 様式第3号

(12)	様式第7号	様式第 8 号
	再生可能エネルギー発電事業計画に係る知事の変更認定について(甲請) 年 月 日	宮城県 () 指令第 号再生可能エネルギー発電事業計画に係る変更認定通知書
	宮城県知事 殿	住所 氏名
	申請者 住所(所在地)	年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第8条第5項で準用する第7条第6項の規定により、下記のとおり認定します。
	氏名(名称及び代表者の氏名)	年 月 日
Σ	年 月 日付け宮城県()指令第 号で認定を受けた事業計画について、下記のとおり変更したいので、再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第8条第3項の規定により、認定	宮城県知事 回
幸	を中間しまり。	1 再生可能エネルギー発電設備の所有者
公	記 変更事項の内容	2 再生可能エネルギー源の種類
₽		3 再生可能エネルギー発電設備の名称
ļ	2 変更の理由	4 再生可能エネルギー発電設備の所在地
城		5 認定の条件
宮	3 添付を省略する書類(既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの)	
翟日		(教示) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月 以内に、宮城県知事に対して森を譜状をすることができます。ただし、処分があったことを知った日
金		つがコンプがから、こうだけ、のう、こうだけではコンプがつ、1十年には引っている。 作者請求をするいてができなへなります。 この何なだもくさいを知くて口の題口やでは倫一とらか目の この何なごという不明だもととます。この何なだもくさいを知くて口の題口やでは倫一とらか目
丰 3 月 29 日		。以内(この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の第 以内(この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の題 日から起算して6か月以内)に宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事 となります。)、この処分の取消しの訴えを接起することができます。ただし、処分又は裁決があった ことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
令和(
号外第16号		□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

Ш

픕

耳鱼

世当:〇〇〇〇〇〇〇世〇〇世 電話:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇		号外第16号
年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。		令相6年3月29日
の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したとぎは、審査請求をすることができなくなります。 を請求をすることができなくなります。 この処分について不眠があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内 (この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内) に宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事日から起算して6か月以内) に宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1		金曜日
(教示) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算 以内に、宮城県知事に対して審香請求をすることができます。ただし、処分があったこと	2 変更日 3 変更の理由	当 ————————————————————————————————————
3 取消年月日	記 1 変更事項の内容	; 県
2 取消理由		
1 取り消した認定の内容 別紙認定通知書の写しのとおり	再生可能エネルギー発電事業計画について、下記のとおり変更がありましたので、再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第8条第7項の規定により、届け出ます。	<u>ム</u>
電	年 月 日付け 第 号で $\left\{\begin{array}{cc} 知事\\ 市町村長\end{array}\right\}$ の $\left\{\begin{array}{cc} 認定\\ 変更認定\end{array}\right\}$ を受けた	郑
年 月 日 宮城県知事	氏名(名称及び代表者の氏名)	
再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第9条第3項の規定により、下記のとおり認定を取り消します。	申請者 住所 (所在地)	
住所 氏名		
再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定取消通知書	年 月 日	
宮城県() 達第		(
樣式第12号	様式第11号	14)

様式第15号									
	再生	可能エネルギー	地域共生	主促進	税申告書				年度
			事	務	所		課税	番号	
受付印	<i>i</i>	り が な							
	氏 名 七 表	(名称及び者の氏名)							
_ I		番号又は人番号	↓ 個丿	【番号の】	記載に当たって	は、左端を空	欄とし、ここ	から記載して	こください。
京城退 □	去	人 番 号							
		(所在地)							
	この申 氏 名	告に応答する者の 及び電話番号				(電話	_	_)
再生可能エネルギー地域共生促進税条	_	0条の規定により、	下記のとお	3り申告	与します。				
再生可能エネルギー源の種類 (該当する項目を〇で囲む)	1	太陽光			風力			バイオマン	ζ
 再生可能エネルギー電気の利用の促進		認 定 の 認 定	有 時	無 期	7	有 年	•	月	———
に関する特別措置法第9条第4項 の認定 (FIT 認定) に係る事項	2	設備	I	D				/1	
	<u> </u>	税 抜 調	達価	格				((円/kWh)
再生可能エネルギー発電設備の名利	3								
再生可能エネルギー発電設備の所在地	 								
自家用又は事業の用に供することかできる状態になった年月日			年		月	1	Ħ		
		製 造 事 種	業者	名類					
再生可能エネルギー発電設備 の		型 式	番	類 号					
	_	数更出可能工业	n + 70	量	曲 ぶ目 の1	マ は の 巾	hl 12 da .	<i>-</i> 7	
		再生可能エネ (条例第	6 条	第	2 項 に	該当	する)	
		二以上の再生効果を	果た	す	附属	沿 備	があ	る	
条例第6条第2項又は第3項		(条例第再生可能エネルキ	デー発電設	備又は	項 後 段 附属設備が	開発区域の	当 す る 内外にわ	たる	
の 該 当 の 有 無 (該当する全ての項目に○を記入する。)	7	(条例第 6 再生可能エネ							
(該当有の場合、別紙も記入する。)		再生可能エネ 条 例 第 3 条 (条 例 第 6	第 4 号 5 条 第	から 3 項	第 6 号 第 2 号	までに に該	該当する	3	
		再生可能エネルわたる場合であ	ギー発電	設備プ	ては附属設備	備が開発[区域の内	外に	
		又は附属設備の一	一部が条例	引第3多	€第4号から	5 第 6 号ま	でに該当	する	
再生可能エネルギー発電設備の総 発 電 出 力									(kW)
		制度の	種 類	許可	日・解除日	・届出日・	·契約日	開発行為 森 林 の	為に係るの 積
		イ 林 地 開 発	許 可		年	月	日		(m²)
		口保安林	解除		年	月	日		(m²)
		ハ 保安林内作	業許可		年	———— 月	日		
		は採及び	伐採後		年	————— 月	———— Н		(m²)
開発区域に係る事項	9	」 国有林野	予 有 償		 年		В		(m²)
		☆ 貸 付 契へ そ の	約 等 他		 年		В		(m²)
			の着手	£ H	'	年	Н	月	(m²) H
		開発行為				年		 月	H
		再生可能エネル	ギー発雷	了 日 		**		Л	
		及び附属設備の工事に着	設置のた	めの		年		月	日

⁽注) 1 複数の再生可能エネルギー発電設備を有する場合は、再生可能エネルギー発電設備ごとに申告書を提出してください。 2 条例第6条第2項又は第3項各号に該当する場合は、別紙1・別紙2を添付してください。 3 条例第6条第3項後段に該当する場合は、別紙3を添付してください。 4 事実を証する書面を添付してください。

様式第15号別紙1

年度

再生可能エネルギー発電設備の名称

再生可能エネルギー地域共生促進税条例第6条第2項、第3項後段又は同項各号のいずれかに該当する場合の総発電出力計算書

区	分	再 生 可 能 エ ネ 及 び 附 属 設 (附 属 設 備 の 設 該 当 す る 場	ル ギ ー 発 電 設 備 備 の 設 置 面 積 置 面 積 は 別 紙 3 に 合 は そ の 値)
全体	の設置面積	再生可能エネルギー発 電 設 備	① (m³)
土	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	附 属 設 備	記載不要
	県の区域内に所在する部分	再生可能エネルギー発 電 設 備	② (m)
	ポット ストリング ストリング	附 属 設 備	(m²)
	開発区域外に所在する部分	再生可能エネルギー発 電 設 備	(m)
	用 光 巨 域 ケト に が 任 す る 印 ガ	附 属 設 備	(m²)
	開発区域内に所在し、第3条 第4号から第6号までに該当	再生可能エネルギー発 電 設 備	(m)
	する部分 する部分	附 属 設 備	⑦ (m)

条例第6条第1項の 総 発 電 出 フ		(kW)
- 100 /G /G /	'	(**",

(1) 条例第6条第2項に該当する場合(県の区域の内外にわたる場合)

<u>②</u> =	=	9	
------------	---	---	--

※小数点以下2位未満の端数切捨て

再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー ⑩ 発 電 設 備 の 総 発 電 出 力	
---	--

(2) 条例第6条第3項に該当する場合 (開発区域の内外にわたる場合又は開発区域内に 条例第3条第4号から第6号までに該当する部分がある場合)

※小数点以下2位未満の端数切捨て

イ (1)に該当しない場合

再発	生電	可設		。 の	上総	ネ 発	ル 電	ギ出	力	12	(kW)
----	----	----	--	--------	----	--------	--------	----	---	----	------

ロ (1)に該当する場合

再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー ③ ⑩×⑪ (kW)

- - 2 この計算書は、再生可能エネルギー発電設備ごとに作成してください。
 - 3 この計算書は、様式第15号の申告書に添付して提出してください。

様式第15号別紙2の1

年度

再生可能エネルギー発電設備の名称

【全体の設置面積】

設備の種類	設置面積
再生可能エネルギー発電設備(別紙1の①に転記)	m²

【県の区域内に所在する部分の設置面積】

÷ 1	殳 位	備 の 種	類	設置面積	重複番号	重複により 減ずる設置面積	重複を反映 した設置面積 ① - ②	専用の場合は、 ③ の 面 積 共用の場合は、 ③を別紙3で 按分後の面積
				1)		2	3	4
再生	可能、紙	エネルギー発 1 の ② に 車	電設備	m²				
	1	進入路	専用	m²		m²	m²	m²
	1) 连 八 邱	共 用	m²		m²	m²	m²
	2	作業ヤード	専用	m²		m²	m²	m²
		11年末 1	共 用	m²		m²	m²	m²
	3	擁壁	専用	m²		m²	m²	m²
		1/# ±	共 用	m³		m²	m³	m²
	4	調整池	専用	m³		m³	m³	m³
		10 Hz. 10	共 用	m²		m²	m²	m²
	5	沈砂池	専用	m²		m²	m²	m²
			共 用	m²		m²	m²	m²
	6	用水路	専用	m²		m²	m²	m²
		710 7,7 24	共 用	m²		m²	m²	m²
	7	排水路	専用	m²		m²	m²	m²
附属			共 用	m²		m²	m²	m²
設備	8	支 持 物	専用	m²		m²	m²	m²
			共 用	m²		m²	m²	m²
	9	配線ケーブル	専用	m²		m²	m²	m²
			共 用	m²		m²	m²	m²
	10	電気機械器具	専用	m²		m²	m²	m²
			共 用	m²		m²	m²	m²
	11	前処理設備	専用	m²		m²	m²	m²
			共 用	m²		m²	m²	m²
	12	後処理設備	専用	m²		m²	m²	m²
			共 用	m²		m²	m²	m²
	13	建屋	専用	m²		m²	m²	m²
			共 用	m²		m²	m²	m²
						計(別	川紙1の③に転記)	m²

(注) 1 「重複番号」欄は、重複する設備に同じ番号を記載してください。 2 共用とは、二以上の再生可能エネルギー発電設備と一体となって効用を果たすことです。

様式第15号別紙2の2

年度

再生可能エネルギー発電設備の名称

【県の区域内かつ開発区域外に所在する部分の設置面積】

TI TI	· 设	備 の	種	類	設置面積	重複番号	重複により 減ずる設置面積	重複を反映 した設置面積 ① - ②	専用の場合は、 ③ の 面 積 共用の場合は、 ③を別紙3で 按分後の面積
					1)		2	3	4
再生	可能、紙	エネルギ 1 の ④	- 発 に 転	電設備記)	m²				
	,	W- I	пъ	専用	m²		m²	m²	m²
	1	進入	路	共 用	m²		m²	m²	m²
		the He was	18	専用	m²		m³	m³	m²
	2	作業ヤ	- r	共 用	m²		m²	m³	m²
		łaht	日広	専用	m²		m²	m²	m²
	3	擁	壁	共 用	m²		m²	m²	m²
	4	調整	સામ	専用	m²		m²	m²	m²
	4	調整	池	共 用	m²		m²	m²	m²
	5	沈砂	ùН	専用	m²		m²	m²	m²
		1/L 119		共 用	m²		m²	m²	m²
	6	用水		路	専用	m²		m²	m²
		л	111	共 用	m²		m²	m²	m²
	7	排水	路	専用	m²		m²	m²	m²
附属設備		19F 7K	141	共 用	m²		m²	m²	m²
設備	8	支持	物	専用	m²		m²	m²	m²
	0	Z N	727	共 用	m²		m²	m²	m²
	9	配線ケー	ブル	専用	m²		m²	m³	m²
		日山水		共 用	m²		m²	m²	m²
	10	電気機械	哭 囙	専用	m²		m²	m²	m²
	10	电风似似	加六	共 用	m²		m²	m²	m²
	11	前処理	弘 備	専用	m²		m²	m²	m²
		加及在「	iv hu	共 用	m²		m²	m²	m²
	12	後処理	弘 儘	専用	m²		m²	m²	m²
	14	汉处任	八川	共 用	m²		m²	m²	m²
	13	建	屋	専用	m²		m²	m²	m²
	10) 生	产	共 用	m²		m²	m²	m²
							計(別	川紙1の⑤に転記)	2
									m²

⁽注) 1 「重複番号」欄は、重複する設備に同じ番号を記載してください。 2 共用とは、二以上の再生可能エネルギー発電設備と一体となって効用を果たすことです。

様式第15号別紙2の3

年度

再生可能エネルギー発電設備の名称

【県の区域内かつ開発区域内に所在し、再生可能エネルギー地域共生促進税条例第3条第4号から第6号までに該当する部分の設置面積】

급	殳 信	龍 の 種	類	設置面積	重複番号	重複により 減ずる設置面積	重複を反映 した設置面積 ① - ②	専用の場合は、 ③ の 面 積 共用の場合は、 ③ を別紙 3 で 按分後の面積
				1)		2	3	4
再生	可能系	エネルギー st 1 の ⑥ に	卷電設備 転記)	m²				
	1	¥6: 1 B/	専用	m²		m²	m²	m²
	1	進入路	共用	m²		m²	m²	m²
	9	佐要ね」	専 用	m²		m²	m²	m²
	2	作業ヤート	共 用	m²		m²	m²	m²
	3	擁	専用	m²		m²	m²	m²
	3	19性 生	共 用	m²		m²	m²	m²
	4	調整池	専 用	m²		m²	m²	m²
	4	調整池	共用	m²		m²	m²	m²
	5	沈砂池	専 用	m²		m²	m²	m²
	J	1/L 119 1U	共 用	m²		m²	m²	m²
	c	用 水 路	専 用	m²		m²	m²	m²
	6	用 水 路 	共 用	m²		m²	m²	m²
	7	排水路	専用	m²		m²	m²	m²
附属設備	,	17F /\ II	共 用	m²		m²	m²	m²
設備	8	 支 持 物	専用	m²		m²	m³	m²
	0	又 17 1/2	共 用	m²		m²	m²	m²
	9	 配線ケーブル	専用	m²		m²	m²	m²
			共 用	m²		m²	m³	m²
	10	電気機械器具	専用	m²		m²	m³	m²
	10	电风风风加力	共用	m²		m²	m²	m²
	11	前処理設備	専用	m²		m²	m²	m²
	11	的是生成师	サ 用	m²		m²	m²	m²
	12	後処理設備	専用	m²		m²	m²	m²
	14	及人生以用	井 用	m²		m²	m²	m²
	13	建 屋	専用	m²		m²	m²	m²
	10		共 用	m²		m²	m²	m²
						計(別	川紙1の⑦に転記)	m²

⁽注) 1 「重複番号」欄は、重複する設備に同じ番号を記載してください。 2 共用とは、二以上の再生可能エネルギー発電設備と一体となって効用を果たすことです。

 \square

田 田田

 \mathbb{H} \mathbb{H}

様式第16号

(乗

(再生可能エネルギー地域共生促進税について)

課税の根拠 再生可能エネルギー地域共生促進税条例第3条

税額の算出基礎は表記のとおりです。

て3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算し

2

- ことができます。 げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起する 台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲 請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査
- 審査請求をした日から3か月経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があ
- その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3

- が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年 べき税額(税額に1,000円未満の端数があるときはその端数を、全税額が2,000円未満であると 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を該当欄に記載して、併せて納めなけ を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金(100 当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合 定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。) 経過する日までの期間については7.3%)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規 よる徴収猶予を除く。)をした税額にあっては、当該猶予した期間の末日)の翌日から1月を きはその全額を切り捨てる。)に年14.6%(当該納期限(徴収猶予(地方税法第15条の規定に ればなりません。ただし、延滞金の全額が1,000円未満のときは、納める必要はありません。 における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては 納期限を過ぎてから納める場合には、納期限の翌日から納める日までの日数に応じ、納める
- 経過した日までに徴収金を完納しないときは、滞納処分を受けることになります。 納期限までに徴収金を完納しないため督促を受けて、督促状を発した日から起算して10日を

様式第17号

再	壮 :	ਜੀ	싎	т	え	11/	ギ	_	HH	拙	#:	生:	紀	淮	稻	津	伍	曲	讅	1

				事	務所		課税番号
受付印	1	la	Js				
所	ふ 氏 名 表	り (者	が な 名 称 及 び の 氏 名)				
年 月 日 有 宮城県 者	1生 別	(所 在 地)				
所長 殿	この申 氏 名	請に及る	ご応答する者の び 電 話 番 号			(電話)
再生可能エネルギー地域共生(減免されるよう申請します。	足進税条例	第16	1 条第1項第 2	号の規定	定により	、再生可能エネ	ルギー地域共生促進税を
再生可能エネルギー源の (該当する項目を○で囲	種 類む)	1	太陽光			風力	バイオマス
再生可能エネルギー発電設備の	り名称	2					
再生可能エネルギー発電設備の所	听在地	3					
県の区域内かつ開発区域 所在する再生可能エネルギー 設備及び附属設備の設置	内 に - 発 電 積	4					(m²)
			条 例 第 3 条 の うち該当する号	減気	色要件に : となっ	該当するた年月日	④ の 面 積 の う ち 該当する部分の面積
			4 第 5 号 6		年	月 日	(m²)
条 例 第 16 条 第 1 項 第 1 規定する減免要件に該当する	号に場合	(5)	4 第 5 号 6		年	月 日	(m²)
			4 第 5 号 6		年	月 日	(m²)
			第 5 号		年	月 日	
			6 減免要件に こととなっ	該当する	る _日		(m²)
条 例 第 16 条 第 1 項 第 2 規定する減免要件に該当す	2 号 に る場合	6	年	月	В		

- (注) 1 ④の欄は、以下の設置面積を除いて記載してください。
 - イ この申請前に、当該年度分として、条例第3条第4号から第6号までのいずれかに該当する部分として、条例第6条第3項 第2号又は第3号の規定により減じた設置面積
 - ロ この申請前に、当該年度分として、条例第3条第4号から第6号までのいずれかに該当する部分として、条例第16条第3項の「同号に該当する部分の設置面積」に算入した設置面積
 - 2 複数の再生可能エネルギー発電設備の申請をする場合、再生可能エネルギー発電設備ごとに申請書を提出してください。
 - 3 条例第16条第3項後段に該当する場合、様式第17号別紙を添付してください。
 - 4 事実を証する書面を添付してください。

様式第17号別紙

再生可能エネルギー発電設備の名称

面積 種類 面積 種類 面積 種類 面積 面積 種類 種類 面積 種類 種類 面積 種類 種類 面積 種類 面積 面積 種類 種類 面積 面積 種類 面積 面積 種類 面積 種類 項目 二以上の再生可能エネルギー発電設備と一体となって効用を果たす附属設備の設置面積の按分に係る計算書 2 -二以上の再生可能エネルギー発電 設備と一体となって効用を果たす 附属設備の種類及び設置面積 この計算書は、 この計算書は、 再生可能エネルギー発電設備ごとに作成してください。 様式第17号の申請書に添付して提出してください。 $(\mathbb{H}_{\mathbb{F}})$ B. E. 左記附属設備と一体となって効用を 果たす再生可能エネルギー発電設備 の種類及び設置面積 (B) (m²) (m² $(\mathbb{B}_{\mathbb{F}})$ (m²) (m. Ħ. $(\mathbb{H}_{\mathbb{F}})$ E, $\mathbb{B}_{\mathbb{R}}$ E B E, B. (H.) E. 面會 衛合 各再生可能エネルギー発電設備の 課税標準の計算に用いる際の附属 設備の設置面積 ※小数点以下2位未満の端数切捨て (5) **(2**) (2) (3) 8 9 00 (3) 6 (51) 4 \odot (2) Θ (m²) (\mathbb{H}_{n}) Ħ. Ħ. Ħ. B₂ Ħ. Ħ **B**. Ħ, **B**. Ħ. Ħ, Ħ, Ħ.

様式第18号

自家消費設備に係る認定申請書

年 月

Ш

宮城県知事

聚

申請者 住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者の氏名)

再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第13条第1項の規定により、下記の再生可能エネルギー発電設備について自家消費設備の認定を受けたいので、申請します。

再生可能エネルギー発電設備に係る事項

п

kWh/年	直近1年間の発電量
	再生可能エネルギー発電設備の名称
kW	再生可能エネルギー発電設備の総発電出力
太陽光 ・ 風力 ・ バイオマス	再生可能エネルギー源の種類 (該当する項目を〇で囲む)
	再生可能エネルギー発電設備の所有者 (法人の場合には、名称及び代表者の氏名)

再生可能エネルギー発電設備が設置された開発区域等に係る事項

 \sim

	電力消費量
kWh/年	発区域に所在する建屋における直近1年間の
	再生可能エネルギー発電設備が設置された開
(HT/NHH ·	を〇で囲み、詳細を記入すること。)
(崇替·) 百里 十岁 百年 (2)同	発区域に所在する建屋の種類(該当する項目
在後・庁舗・上声・今唐・ルラキ	再生可能エネルギー発電設備が設置された開
	再生可能エネルギー発電設備の所在地

令第

亨

프

号外第16号	令和6年3月29日	金曜日	宮ヶ	. 県	Í.	‡	报				(26)
担当:00部00課00班電話:000-000-0000	となります。)、この処分の収消しの訴えを控起することができます。ただし、処分又は数決かあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。	「以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事	(教示) (教示) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起賃して3か月	3 取消年月日	2 取消理由	1 取り消した認定の内容 別紙認定通知書の写しのとおり	理	年 月 日 宮城県知事 回	再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第13条第4項の規定により、下記のとおり認定を取り消します。	住所 氏名	号

镁式第22号									
				減免事由消滅	或報告書				
受付印					事	務所	課	税 番	물
		â	ŋ	が な					
年 月 日	所			名称及びの氏名)					
宮城県	有者	住 所	(所在地)					
所長 殿				に応答する者のび 電 話 番 号			(電話	_	-)
再生可能エネルギー地域共生化	足進税系	条例第16	条第	5 項の規定によ	り、下記の	とおり報告	します。		
				記					
減 免 を 受 け て 再生可能エネルギー発電設		(1)						
減免要件に該当しなくなっ	た年月	H (2	年	月	日			
減免要件に該当しなくな。	った 理	是由 (3						
その他県税事務所長が必要と認	める事	事項 (4						

) 月 2	29日	3	金曜	H	宮	城	県	公 <u></u>	報						(28
			1			1					1					禁
1 2 起 にをきつ(10) (1)	演免			雜	対			状	洪	再生可能工 発電設備		の 減 突 ※			0	様式第23号
こ算ご、被まい、要のしの審告すて審処がる处で処すと。の者の者	沒			油	缑			运		能工法		色につ			00000%) Ju
48分請した取請、るいにかに求てだ消求処と並	9			挖	年			- 111		ネルギの名		年い条で新				
つ月つの仙ししを分き、い以い裁合、のしの。· でけて没其が記れ表	产	盤	2000年	簡	两				活	门柊	1	月 ま、下 1 項の	再			
この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城原被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することがでます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分にいての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分にいての取消しの訴えを提起することができます。							(減知しない場合の理田)	再生可能エネルギー地域共生促進稅条例第16条第1項 (第1号) (第2号) (意当する) (該当する) (該当しない)	減免する 減免しない		퍤	年 月 日付けで申請のありました再生可能エネルギー地域共生促進税の減免については、下記のとおり決定しましたので、再生可能エネルギー地域共生促進税条例第18条第1項の規定により通知します。	再生可能エネルギー地域共生促進税減免決定通知書	宮城県 所長 回	第 年 月 日	
1	減免取消後	光 规	伯	既 滅	当初		取消年	取消		再生可能工 発電 設 備		年気について、おり減免決定			0	様式第24号
	9		当	免	税	年	F A	の理		ネルキの名		年 `て、再 ¹ !決定をJ	再生		0000%	
0月10の企しとない。 い以い栽合、のしを分きずい以い栽合、のとなっの。そて内で売出次証た執行、工力に対し、不足不利、取に対し、取にに対し、おいない、おいなりの、おいなり、おいない。	変		IK	免 額	税額	年度	I , I			エネルギー 端の名称		年 月 日付けで決定しました再生可能エネルギー地域共生促進税の減いて、再生可能エネルギー地域共生促進税条例第16条第6項により、下記のと1決定を取り消しましたので、同条例第18条第2項の規定により通知します。	再生可能エネルギー地域共生促進税減免処分に係る取消決定通知書) () () ()	

(29)) 令	和6年3	月29日 :	金曜日	1	宮	城	県	公	報				号外第	16号	
様	様式第25号															
再生可能エネルギー発電事業廃止届																
									哥	事 務	所	課	税	番号		
	受付印															
					所	ふ り 氏名 (が 名 称									
						代表者										
		年	月	日	有者	住 所 (所 在	地)								
	宫:	城県	所長	配		この届出り										
				. //X		氏名及	び電話	舌番号				(電話	_	_)	
		再生可能エネルギー発電事業を廃止したので、再生可能エネルギー地域共生促進税条例第19条第2項の規定により、 下記のとおり届け出ます。 記														
	再月	上 可 能 コ	こネルゴ	 F -				<u> </u>								
		電 設 備			1											
	廃	止 年	三月	Н	2			年		月	В					
											l					
	廃	止	理	由	3											
	,,,,															

(注) 事実を証する書面を添付してください。